

資料6-b 新大山田分署の諸室等機能要件一覧

	室名	面積 (㎡)	用途	要求水準
執務スペース	㉑ 署長室	20 ㎡程度	署長 1 名の執務室、会議及び来庁者対応用として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・両袖事務机、椅子、4 人程度の会議が可能な会議机と椅子のセット、固定書架、更衣用ロッカーを設置する。 ・署の事務室に隣接する。
	㉒ 事務室	90 ㎡程度	消防署職員の執務及び来客者対応用として使用する。 副署長 1 人 消防第一係長 1 人(交替制勤務) 消防第一係 10 人(交替制勤務) 消防第二係長 1 人(交替制勤務) 消防第二係 10 人(交替制勤務)	<ul style="list-style-type: none"> ・署長室に隣接する位置に給湯コーナーを確保する。 ・壁面固定収納棚等十分な収納量を確保する。 ・停電時も、照明、事務機器が稼働すること。なお、空調についても稼働することが好ましい。 ・レイアウト変更が容易にできるよう、OAフロアとする。 ・執務室の効率的動線の確保。(棚の配置も含む) ・事務室入口に対し、立って接客する受付カウンターを設置する。 ・カウンター内側(事務室側)は書類棚を兼ねる。 ・来客者がカウンターから事務室内に直接入れないようにするため、簡易な扉を設ける等の工夫を行う。 ・出勤動線を考慮した位置に、通信指令課の任意情報を表示できる天吊又は壁掛けのディスプレイを設置し、その直近に指令システムを配置する。 ・接客スペースを設ける。
	㉓ 文書庫	10 ㎡程度	各種書類、ファイル等の保管場所として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・保存文書及び台帳保管用の可動式書架を設置し、両面書架の場合は、対面との間に仕切りがあるものを採用する。 ・事務室に近接した配置とする。
	㉔ 倉庫	10 ㎡程度	事務用品及びその他の物品の保管場所として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面固定収納棚等十分な収納量を確保する。
	㉕ 救急研修室	25 ㎡程度	会議、隊員の訓練及び研修に応じた多目的な用途として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面固定収納棚等十分な収納量を確保する。
生活スペース	㉖ 仮眠室(男性用)	150 ㎡程度 (15 室×10 ㎡)	当直勤務員のための夜間仮眠室及び更衣室として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各室 2 人用とし、ロッカーを設置する。 ・個室タイプとする。 ・設置位置は出勤動線に配慮し、車庫まで安全・短時間で到達できるものとする。 ・出勤指令に伴い動線上の通路に自動点灯機能を設けること。 ・各室には放送用スピーカーを設置する。
	㉗ 女性用スペース	40 ㎡程度 (2 室×10 ㎡、共有スペース 20 ㎡)	女性用の当直勤務員のための夜間仮眠室、浴室、脱衣、洗面、トイレ、洗濯室及び更衣室として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・仮眠室は個室タイプとすること。 ・設置位置は出勤動線に配慮し、車庫まで安全・短時間で到達できるものとする。 ・出勤指令に伴い動線上の通路に自動点灯機能を設ける。 ・各室には放送用スピーカーを設置する。 ・浴室、脱衣、洗面、トイレ、洗濯室は共有できるものとする。 ・女性用スペースには施錠できる仕様とする。
	㉘ 食堂・厨房	40 ㎡程度	日常の簡易な調理及び食事、災害時の待機及び休憩スペースとして使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・25 人分の収納ボックス(縦 33 cm×横 33 cm×奥行 35 cm)を設置する。 ・10 人程度が座って食事を行うための椅子と机を設置する。 ・食器棚を置くスペースを確保する。 ・一般家庭用台所設備を配置する。
	㉙ トイレ	提案による	—	<ul style="list-style-type: none"> ・提案による

	室名	面積 (㎡)	用途	要求水準
	⑩ 洗面室	提案による	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25 人分の収納ボックス (縦 28 cm×横 28 cm×奥行 32 cm) を設置する。 ・ 浴室エリアに近接して設ける。 ・ 仮眠室から可能な限り遠ざける。 ・ 洗濯機 2 台・乾燥機 2 台を設置する。
	⑪ 浴室・脱衣室 (男性用)	20 ㎡程度	当直勤務員の入浴室として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ シャワー付きユニットバス及びシャワー室をそれぞれ一箇所ずつ設置する。 ・ 換気用窓を設ける。 ・ 脱衣所についてもプライバシーに配慮する。 ・ 10 人分の収納ボックスを設置する。 ・ 消防活動等の後、すぐに入浴できるよう可能な限り車庫に近接して設け、汚染物等を庁舎内に持ち込まないようすることが望ましい。
	⑫ トレーニングルーム	20 ㎡程度	職員の体力錬成室として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天井や壁に懸垂が可能なパイプを配置する。 ・ ベンチプレス 1～2 台を置くスペースを確保する。
災害対応スペース	⑬ 乾燥室	10 ㎡程度	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス又は電気乾燥する設備を設ける。
	⑭ 出動準備室	35 ㎡程度	出場時の防火服及び感染防護衣の装着時に使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25 人分の防火服収納棚を設置する。 ・ 出動の際に 10 人が同時に円滑に更衣できるスペースを確保する。 ・ 通信指令課の任意情報を表示できる天吊又は壁掛けのディスプレイを設置する。 ・ 携帯無線機を充電するスペース及び配線を確保する。 ・ 電話機 1 台の配線設備を確保する。 ・ 感染防護衣用ロッカーを置くスペースを確保する。 ・ 防火服用保冷材を入れる冷凍庫 1 台の配線とスペースを確保する。 ・ 換気設備を設ける。 ・ 停電時も、照明、電気機器が稼働すること。 ・ 出動準備室の近くにトイレを配置する。 ・ 緊急車両用車庫への出入口を設置する。 ・ 各室から迅速な出動ができるよう動線に配慮する。

	室名	面積 (㎡)	用途	要求水準
	③⑤ 救急消毒室	25 ㎡程度	救急出動帰署時の救急隊員及び資機材の消毒、洗浄に使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・扉は自動ドアとする。 ・ストレッチャー (約 200 cm×58 cm) を洗浄できるスペース並びに吊り下げ式水道ホース及び排水口を設ける。 ・感染性廃棄物を収容できる既存専用容器 (約 40 cm×40 cm) を置くスペースを確保する。 ・洗浄用と消毒用 (消毒剤に浸す等) として使用可能となる深型二槽式流し台を設置する。また、その隣にステンレス作業台を設置する。 ・除染用にシャワー設備一式 (温水) を設置する。 ・汚物用処理装置一式を設置する。 ・手洗い水道設備 (自動水栓) 一式を設置する。 ・床面及び壁面は水洗いが可能で水はけの良い素材又は加工とする。 ・換気設備を設ける。 ・洗濯機及び乾燥機を設置する。 ・無人時は紫外線殺菌灯に自動で切り替えるよう配慮すること。 ・停電時も、照明、電気機器が稼働すること。 ・庁舎外と緊急車両用車庫への出入口を設置する。 ・出入口付近に蛇口を一箇所設ける。また、屋外において救急資機材の洗浄により発生した汚水が、雨水桝へ流出しない排水構造とすること。
	③⑥ 救急資機材収納室	15 ㎡程度	各種救急資機材収納庫として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・オートクレープ 1 台を置くスペースを確保する。 ・消毒用設備 (除染システム) を設置する。 ・扉はソフトクローズ引戸 (両手が塞がった状態でも容易に開閉が可能なもの) とする。 ・救急用備品、資機材及び医療品を収納する固定収納棚を設置する。 ・収納庫 (鍵付き) を置くスペースを確保する。 ・電話機 1 台の配線設備を確保する。 ・停電時も、照明が稼働すること。 ・救急消毒室と緊急車両用車庫への出入口を設置する。
	③⑦ 車両・災害用資機材庫	70 ㎡程度	各種資機材収納庫として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動用資機材、救助用資機材、タイヤを保管するスペースを確保する。 ・車両装備、救助装備、予防装備、緊急消防援助隊装備をそれぞれ分けて収納するための固定棚を設置する。 ・棚等は重量物に耐える十分な強度を持ったものとする。 ・工具の固定収納棚を設置する。 ・ホース固定収納棚を設置する。 ・ホース修理等を行うための万力作業台を設ける。 ・換気設備を設ける。 ・停電時も、照明が稼働すること。 ・資機材の搬入が容易に行えるよう、緊急車両用車庫と隣接した位置に配置する。 ・資機材の搬入ができるよう、移動式クレーンを設置する。
	③⑧ ボンベ充填室	10 ㎡程度	空気ボンベの充填、及び各種ボンベ保管場所として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・29 本以上の空気ボンベ、13 本以上の酸素ボンベを収納可能な固定収納棚を設置する。 ・可搬空気充填機 1 台を置くスペースを確保する。 ・可搬空気充填機の出し入れが可能な出入口とする。 ・可搬空気充填機用の 3 相 200V4.0kw コンセントを設置する。 ・換気設備を設ける。

	室名	面積 (㎡)	用途	要求水準
	③⑨ 車庫 (緊急車両)	400 ㎡程度	緊急車両及び本部車両の車庫として使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・資料9「本施設に配置する車両一覧」に記載する車両が配置できるスペース及び強度を確保する。 ・緊急車両と内壁面の間には出動動線を確保する。 ・車両後部と柱、壁の間隔及び車両ごとの間隔を十分確保する。 ・出動を安全かつ容易にできるよう、前面道路と車庫の間には空地を設ける。 ・車庫前面には車両点検、洗車等に使用し、最大ではしご車が容易に車庫入れできるスペースを確保する。 ・停止位置を明確にするために、床面に停止線を引く。 ・排気ガスを容易かつ効率的に排気できる構造又は装置を設置する。 ・シャッターはリモコン付き電動式自動シャッターとする。なお、手動での開閉も可能とする。 ・シャッターは防音性に優れた仕様とする。 ・シャッターは閉鎖の場合も採光が可能であること。 ・鳥害対策のため、可能な限り天井や柱に凹凸がない構造とする。 ・床材は滑りにくく、水洗いが可能な仕上げとし、適宜水勾配を設ける。 ・車庫前面に車両洗浄のための蛇口を3箇所以上設け、うち1箇所は温水仕様とする。 ・防犯カメラを設置する。 ・車庫前面には雨天時の出動準備、帰署後の処理を容易にするため、庇を設ける。 ・夜間、車庫の前面で車両整備ができるよう照明を設ける。 ・各車両の付近に100Vのコンセントを設ける。 ・電話機1台の配線設備を確保する。 ・出動準備室、救急消毒室、救急資機材収納室、車両・災害用資機材庫、ボンベ充填室と隣接した位置に配置する。 ・作業スペースを設ける。 ・AVM無線LANを設置する。
その他のスペース	④⑩ 自家用給油設備	提案による	—	<ul style="list-style-type: none"> ・油庫を併設する。 ・自家用給油取扱所 (ガソリン1900L・軽油1900L) を設置する。
	④⑪ 非常用発電設備	提案による	—	<ul style="list-style-type: none"> ・無給油で72時間稼働可能な非常用発電機を設置する。 ・新大山田分署の必要発電量、設置基数、太陽光発電やバッテリー併用等は提案による。
	④⑫ ホース乾燥設備	提案による	—	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎建物に付帯する。 ・ホースリフター付のホース乾燥設備 (自然乾燥) を設置する。 ・ホース洗浄用の設備を併設すること。 ・同時に2本掛け20本のホース (延長約20m) が干せるホースリフターを設置する。 ・また、ホースリフター前には、ホースの洗浄が行えるスペースを確保する。 ・ホース洗浄スペース床はコンクリート製が好ましい。
	④⑬ 出動表示板	提案による	—	・提案による
	④⑭ 国旗等掲揚ポール	提案による	—	・国旗が掲揚できるフラッグポールを設置する。
	④⑮ エントランスホール	提案による	来客者用の出入口として使用する。	・提案による。
	④⑯ 廊下	提案による	—	・提案による。
	④⑰ 階段	提案による	—	・提案による。
④⑱ 懸垂幕装置	提案による	—	・懸垂幕や横断幕が掲示できるようにする。(施設壁面利用も可。なお、デジタルサイネージの提案も可)	

・面積は、あくまで目安である。